

度の保険税率が6月開催の鬼北町議会定例会で決定しました。なお、制度改正の詳細等は7月中旬に送付している平成20年度国民健康保険納税通知書に同封していますので、まだお読みでない方はそちらの方もご参照ください。

国民健康保険被保険者証の更新について

町民課 内線215・216

①今お使いの国民健康保険被保険者証は、有効期限が平成20年7月31日までです。平成20年8月1日以降は使用できなくなりますのでご注意ください。

新しい被保険者証は7月末までに各世帯へ郵送で送付いたします。7月末までに届いていない場合はご連絡ください。②新しい被保険者証は、一般被保険者証が「きみどり」、退職被保険者証が「みずいろ」です。お手元に届きましたら記載内容をご確認いただき、誤りがある場合は、お手数ですが町民課保険年金係まで被保険者証をお持ちください。

③修学や施設等入所のため、町内に住所を有していない方に交付している被保険者証についても、有効期限は平成20年7月31日までです。8月1日以降も必要な場合は、証明書(在学・在園・入所証明書など)と印鑑を持参し、申請手続きを行ってください。なお、平成20年4月1日以降に手続きが済んでいる場合は、申請不要です。

④社会保険など他の健康保険に加入された方がいるときは、国保の資格喪失届が必要となりますので、他の健康保険証・国民健康被保険者証・印鑑を持参し、届出を行ってください。

⑤国民健康保険税の未納がある場合は、被保険者証を交付できない場合があります。未納がある場合は早急に納付してください。また、納期限までにお支払いが困難な場合や分割納付などのご相談が必要なおときは、税務課課税管理係までご連絡ください。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証のお知らせ

町民課 内線215・216

現在、申請のあった方に交付している、「国民健康保険標準負担額減額認定証」「国民健康保険限度額適用認定証」「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成20年7月31日までとなっております。

引き続き交付を希望される場合は、再度申請が必要となりますので次のとおり手続きを行ってください。

持参するもの

- ①印鑑
 - ②被保険者証
 - ③過去1年間に入院日数が90日を越えている場合は入院時の領収書
- 申請場所 役場町民課保険年金係
または日吉支所総務係
その他 不明な点等がありましたらご連絡ください。

第26回地域づくり団体全国研修交流会愛媛大会の開催

企画財政課 内線271

地域づくり団体全国研修交流会とは、全国各地の地域づくり

やまちおこしを実践している活動家やその関係者(およそ300~400人)が一堂に会して情報交換を行うことにより、地域づくり団体のネットワークの充実を図るとともに、地域住民の主体的な地域づくり活動のさらなる活性化を推進するため、平成6年度から実施されている「地域づくりの全国大会」です。

この大会は毎年各県の持ち回りで行われ、平成20年11月に開催される第26回の愛媛大会では、宇和島市を全体会場に、分科会が県内15会場で開催されます。

地域づくりやまちおこしに興味のある方ならどなたでも参加することが出来ます。(ただし、事前申し込みが必要です。)

全国の地域づくり活動家と交流することのできる絶好の機会です。多くの方々の参加をお待ちしています。

期日 11月14日(金)全体会(午前)・分科会(午後)、15日(土)分科会

場所 全体会/宇和島市、分科会/愛媛県内15会場

募集期間 8月初旬~9月中旬(予定)

大会テーマ きなはいや伊予の国(広めよう地域づくりの輪)